

建設工事及び測量・建設コンサルタント等 契約業者資格審査委員会設置規程

制 定 平成 7 年 4 月 1 日
最近改正 令和 8 年 3 月 25 日

(目 的)

第 1 条 契約管財局契約部（以下「契約部」という。）が発注する工事、測量・建設コンサルタント業務等（測量、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）及び契約部以外の所屬が随意契約により発注する測量・建設コンサルタント等業務の契約相手方の選定の公正を確保し、契約手続の厳正な運営を図るため、工事及び測量・建設コンサルタント等契約業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 資格審査委員会は、第 1 資格審査委員会及び第 2 資格審査委員会で構成する。

2 第 1 及び第 2 資格審査委員会の委員長及び委員は、別表に定めるとおりとする。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に意見を求めることができる。

(対象契約)

第 3 条 第 1 資格審査委員会の調査審議の対象とする契約は、次の各号に定めるものとする。

(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「WTO」という。）の規定が適用される工事及び測量・建設コンサルタント等業務（企画競争方式により契約相手方を決定する随意契約を除く。）

(2) 予定価格が 6 億円を超える工事

2 第 2 資格審査委員会の調査審議の対象とする契約は、工事及び測量・建設コンサルタント等業務のうち、第 1 資格審査委員会の調査審議の対象外となるものとする。ただし、随意契約により発注するものを除く。

3 前 2 項の規定に関わらず、社会情勢や契約内容等を勘案し、特に委員長が必要と認める工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、調査審議の対象とすることができる。

4 第 1 項の規定に関わらず、特に第 1 資格審査委員会の委員長が必要と認める工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、同委員会で調査審議の対象とすることができる。

(調査審議事項)

第 4 条 資格審査委員会は、次の各号に掲げる事項 について調査審議する。

(1) 一般競争入札に付そうとする場合における入札参加資格の決定に関すること

(2) 公募型指名競争入札に付そうとする場合における入札参加資格の決定に関すること

(3) 指名競争入札に付そうとする場合における入札参加資格の決定及び指名業者の選定に関すること

(4) 随意契約による場合の契約相手方の選定に関すること

(5) 共通入札競争参加資格の決定に関すること

(資格審査委員会)

第5条 資格審査委員会は、委員長が必要と認めたときに随時開催する。

2 資格審査委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、書面審議をもって資格審査委員会の開催に代えることができる。

(1) 第4条第1号及び第2号に規定する入札参加資格の決定に関して、過去において調査審議した案件と同等の発注内容及び資格要件であり、かつ社会情勢等に変化がないと認められるとき。ただし、WTOの規定が適用される工事及び測量・建設コンサルタント等業務を除く。

(2) 第4条第3号に規定する指名競争入札における入札参加資格の決定及び指名業者の選定に関すること。

(3) 第4条第4号に規定する随意契約による場合の契約相手方の選定に関すること。

(4) 第4条第5号に規定する第1資格審査委員会における共通競争参加資格の決定に関すること。ただし、第2資格審査委員会において決定された共通競争参加資格と同一の場合に限る。

(5) 緊急やむを得ない場合等、書面審議を行うことが適当であると委員長が認めるとき

4 前項の書面審議は、契約請求所属と契約管財局の委員の合議決裁により行うものとする。

5 資格審査委員会は、第4条第1号及び第2号に規定する入札参加資格の決定について、第1又は第2資格審査委員会で決定した共通入札参加資格のみを資格要件とする場合には、各資格審査委員会において調査審議したものとみなすことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、契約部において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか資格審査委員会の運営に関し必要な事項は、契約管財局長が定める。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 建設工事指名業者選定委員会規程（昭和57年12月27日局長決裁）は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 5 月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名 称	委員長	委 員
第 1 資格 審査委員会	契約管財局長	契約管財局契約部長 契約管財局契約部契約課長 契約管財局契約部制度課長 契約管財局契約部契約課長代理 契約管財局契約部制度課長代理 契約請求局局长 契約請求局担当部長 契約請求局設計担当課長 契約請求局連絡調整担当課長
第 2 資格 審査委員会	契約管財局契約部 契約課長	契約管財局契約部制度課長 契約管財局契約部契約課長代理 契約管財局契約部制度課長代理 契約請求局設計担当課長 契約請求局連絡調整担当課長